



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する
省令 (厚生労働三三)

○地球温暖化対策の推進に関する法律
に基づく地域脱炭素化促進事業計画
の認定等に関する省令の一部を改正
する省令
(農林水産・経済産業・国土交通・
環境一)

○安定的なエネルギー需給構造の確立
を図るためのエネルギーの使用の合
理化等に関する法律等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係省令の整
備等に関する省令 (経済産業一一)

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法
施行規則の一部を改正する省令
(環境四)

〔告 示〕

○登録認定機関の登録に関する件
(総務八八)

○技術基準適合認定及び設計について
の認証を受けた端末機器に表示する
文字を定める件の一部を改正する件
(同八九)

○安全衛生特別教育規程の一部を改正
する件 (厚生労働一〇四)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟
並びに厚生労働大臣が定める病院、
基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評
価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を
改正する件 (同一〇五)

○安定的なエネルギー需給構造の確立
を図るためのエネルギーの使用の合
理化等に関する法律等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係告示の整
備等に関する告示 (経済産業二三)

○情報処理の促進に関する法律施行規
則第三十四条第二項の規定に基づ
き、特定講習として経済産業大臣が
定める講習を定めた件の全部を改正
する件 (同二四)

○床組及び小屋ばり組に木板その他こ
れらに類するものを打ち付ける基準
を定める件の一部を改正する件
(国土交通二二九)

○港則法施行規則第十一条第一項の規
定による進路を他の船舶に知らせる
ために船舶自動識別装置の目的地に
関する情報として送信する記号及び
港則法施行規則第十一条第二項の港
を航行するときの進路を表示する信
号の一部を改正する告示
(海上保安庁一二)

〔官庁報告〕

官庁事項

令和五年度輸入食品監視指導計画の公
表について (厚生労働省)

省

令

○厚生労働省令第三十三号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第二十七条第一項及び第五十九条第三項の規定に
基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを交換して得られる電気をいう。 二五 略	（定義） 第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者による化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを交換して得られる電気をいう。 二五 略

備考 表中の「」は注記である。

別記様式第一中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」に改める。

附則

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

経済産業大臣 西村 康稔

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則 （定義） 第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 （定義） 第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第十一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 十二 略 十三 第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場 十四 十七 略	（用語の定義） 第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 十二 略 十三 第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、変電所及び工場 十四 十七 略

備考 表中の「」は注記である。

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第十二条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

略

略

略

略

免状の種類

学歴又は資格

実務の経験

実務の経験年数

略

略

略

略

免状の種類

学歴又は資格

実務の経験

実務の経験年数

改 正 前

略

略

略

略

免状の種類

学歴又は資格

実務の経験

実務の経験年数

略

略

略

略

免状の種類

学歴又は資格

実務の経験

実務の経験年数

第一種ボ
イラー・
タービン
主任技術
者免状

一 七 略

八 船舶職員
及び小型船
舶操縦者法
（昭和二十
六年法律第
百四十九
号）第五
条 第一項第
二号イの一
級海技士（機
関）として
の海技士の
免許を受け
ている者、
ボイラー及
び压力容器
安全規則
（昭和四十
七年労働省
令第三十三
号）第九十
七条第一号
の特級ボイ
ラー技師免
許を受けて
いる者、エ
ネルギーの
使用の合理
化及び非化
石エネルギー
の転換等に関
する法律（昭
和五十四年
法律第九号）
第九号）第
九条第一項の

略

略

第一種ボ
イラー・
タービン
主任技術
者免状

一 七 略

八 船舶職員
及び小型船
舶操縦者法
（昭和二十
六年法律第
百四十九
号）第五
条 第一項第
二号イの一
級海技士（機
関）として
の海技士の
免許を受け
ている者、
ボイラー及
び压力容器
安全規則
（昭和四十
七年労働省
令第三十三
号）第九十
七条第一号
の特級ボイ
ラー技師免
許を受けて
いる者、エ
ネルギーの
使用の合理
化等に関す
る法律（昭
和五十四年
法律第九号）
第九号）第
九条第一項の

略

略